

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 石井純二

他市場上場会社に係る上場制度の見直しに伴う「有価証券上場規程」等の一部改正について

本所は、「有価証券上場規程」等の一部改正を行い、2025年5月30日から施行します。（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、国内の他の金融商品取引所に上場している株券の発行者（以下「他市場上場会社」といいます。）が本所に新規上場申請する場合には、申請書類を一部簡素化するなどの取扱いを行っていますが、2022年4月の株式会社東京証券取引所における各市場の上場基準等の整備後の状況を踏まえて、上場審査における弾力的な取扱いを拡大するとともに、新規上場申請手続きを整理するなど、他市場上場会社に係る上場制度の見直しを行うものです。

I. 改正概要

1. 上場審査の弾力的な取扱い

- ・新規上場申請者が他市場上場会社である場合の本所の各市場への上場審査は、当該他市場における経営成績等のほか、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制並びに企業内容等の開示実績等の状況から本所が適当と認める場合には、実質審査基準の各観点の全部又は一部に適合するものとして取扱うことができることとします。ただし、当該取扱いの適用は、新規上場申請者が他市場上場会社である場合のアンビシャスへの上場審査においては、国内の他の金融商品取引所の新興市場に上場後3年を経過していない場合に限ることとします。

- ・株券上場審査基準の取扱い1.(3)、4.(2)

2. 新規上場申請手続きの整理

- ・新規上場申請者が他市場上場会社である場合で、国内の他の金融商品取引所の新興市場に上場後3年を経過していない場合は、アンビシャスへ新規上場申請を行うにあたり提出書類の一部を省略することができることとします。

- ・有価証券上場規程第3条第10項第7号、同規程取扱い要領8.(2)

3. 上場に関する料金の見直し

- ・新規上場申請者が他市場上場会社である場合の上場審査料を無料としている措置をとりやめます。
- ・既に国内の他の金融商品取引所に3年以上上場している場合で、新規上場申請者が北海道関連企業である場合の上場手数料を無料としている措置をとりやめます。

- ・有価証券上場規程第5条
- ・有価証券上場規程別表取扱い要領第1株券(1)d

4. その他

- ・上場日の属する事業年度の末日から起算して3年以内にアンビシヤスから本則市場へ上場市場の変更申請を行う場合の上場市場の変更審査料を無料としている措置をとりやめ、通常の上場市場の変更審査料の半額(50万円)とします。
- ・その他所要の改正を行います。

- ・有価証券上場規程第11条の5、同規程取扱い要領17.(1)
- ・株券上場審査基準の取扱い1.(5)、7.(2)等

II. 施行日

- ・2025年5月30日より施行し、施行日以後に新規上場申請又は上場市場の変更申請を行う会社から適用します。

以上

「有価証券上場規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 有価証券上場規程別表の一部改正新旧対照表	3
3. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	4
4. 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	6
5. 有価証券上場規程別表取扱い要領の一部改正新旧対照表	10

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 新規上場申請者が、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合の第1項に規定する有価証券上場申請書には、第2項から第9項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) その他本所が必要と認める書類</u></p> <p>11・12 (略)</p>	<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 新規上場申請者が、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合の第1項に規定する有価証券上場申請書には、第2項から第9項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>11・12 (略)</p>
<p>(上場審査料)</p> <p>第5条 新規上場申請者は、本所が定める金額の上場審査料を、上場申請日が属する月の翌月末までに納入するものとする。ただし第6条の2第1項の規定に基づき予備申請を行った有価証券について、予備申請日から起算して1年以内に上場申請を行う場合には、上場審査料を納入することを要しない。</p>	<p>(上場審査料)</p> <p>第5条 新規上場申請者は、本所が定める金額の上場審査料を、上場申請日が属する月の翌月末までに納入するものとする。ただし、<u>第3条第10項の規定に基づく新規上場申請者及び第6条の2第1項の規定に基づき予備申請を行った有価証券について、予備申請日から起算して1年以内に上場申請を行う場合には、上場審査料を納入することを要しない。</u></p>
<p>(上場市場の変更審査料)</p> <p>第11条の5 上場市場変更申請者は、本所が定める金額の上場市場の変更審査料を、上場市場の変更申請日が属する月の翌月末までに納入するものとする。</p>	<p>(上場市場の変更審査料)</p> <p>第11条の5 上場市場変更申請者は、本所が定める金額の上場市場の変更審査料を、上場市場の変更申請日が属する月の翌月末までに納入するものとする。<u>ただし、上場市場変更申請者が上場日の属する事業年度の末日から起算して3年以内に上場市場の変更申請を行う場合には、上場市場の変更審査料を支払うことを要しない。</u></p>

付 則

この改正規定は、令和 7 年 5 月 3 0 日から
施行する。

有価証券上場規程別表の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>平成22年7月30日改正付則</p> <p>1～6 (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p>付 則</p> <p>平成22年7月30日改正付則の改正は、令和7年5月30日から施行する。</p>	<p>平成22年7月30日改正付則</p> <p>1～6 (略)</p> <p><u>7</u> <u>本所のみを上場している会社が、国内の他の金融商品取引所に上場することとなった場合は、当分の間、上場日の翌年から原則として年賦課金の3分の1の額を納入するものとする。</u></p> <p><u>8</u> (略)</p>

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>8. 第3条（新規上場申請手続）第10項関係 (1) (略) <u>(2) 第7号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、アンビシャスへの新規上場申請者である場合（申請日において国内の他の金融商品取引所の新興市場に上場後3年を経過していない場合に限る。）には、f及びgに規定する書類の添付を要しないものとする。</u> <u>a 本所所定の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」</u> <u>b 経理規程、原価計算規程、職務権限規程、営業管理規程、株式事務取扱規程、内部情報管理規程その他これらに類する諸規則の写し</u> <u>c 本所所定の「株式の分布状況表」</u> <u>d アンビシャスへの新規上場申請者が、北海道に本店又は主要事業所等を有しない場合には、北海道における事業活動及び事業計画の状況等、北海道との関連性を記載した書面</u> <u>e アンビシャスへの新規上場申請者である場合には、当該新規上場申請者が上場申請に係る有価証券の上場の日以後3年間において年1回以上、当該有価証券に対する投資に関する説明会を開催することについて確約した書面</u> <u>f アンビシャスへの新規上場申請者である場合には、次に掲げる事項を記載した書類（当該事項について記載された既存の書類がある場合には、当該書類をもって代えることができる。）</u> <u>(a) 事業の内容</u></p>	<p>8. 第3条（新規上場申請手続）第10項関係 (1) (略) (新設)</p>

(b) 今後の事業計画

(c) 特別利害関係者との取引の内容

(d) 業界及び取引先の状況

g アンビシャスへの新規上場申請者である場合には、最近2事業年度における連結子会社に関する決算報告書

h その他、本所が上場審査のため適当と認める書類

17. 第11条の5（上場市場の変更審査料）関係

(1) 第11条の5に規定する「本所が定める金額」は100万円とする。ただし、上場市場変更申請者が上場日の属する事業年度の末日から起算して3年以内に上場市場の変更申請を行う場合には50万円とする。

(2) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和7年5月30日から施行する。
- 2 改正後の8. (2)の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に上場申請（予備申請を含む。）を行う者から適用する。
- 3 改正後の17. (1)の規定は、施行日以後に上場市場の変更申請を行う者から適用する。

17. 第11条の5（上場市場の変更審査料）関係

(1) 第11条の5に規定する「本所が定める金額」は100万円とする。

(2) (略)

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（上場審査）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 第4号関係</p> <p>(a)～(d) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>e (略)</p> <p><u>(3) 新規上場申請者が国内の他の金融商品取引所（法第2条第32項に規定する特定取引所金融商品市場を除く。）に上場されている株券の発行者である場合であって、当該金融商品取引所への上場後の財政状態及び経営成績、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制並びに企業内容等の開示実績等の状況から本所が適当と認める場合には、前(2)に定める審査の全部又は一部に適合するものとして取り扱うことができるものとする。</u></p> <p><u>(4) (2)の規定にかかわらず、新規上場申請者が上場会社の人的分割により設立される会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、第1項各号に掲げる事項の審査は、分割により承継する事業及び分割の計画等について、(2)に掲げる基準に適合</u></p>	<p>1. 第2条（上場審査）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 第4号関係</p> <p>(a)～(d) (略)</p> <p><u>(e) (a)から前(d)までの規定にかかわらず、新規上場申請者の発行する株券が既に国内の他の金融商品取引所に上場しており、新規上場申請者の企業内容等の開示実績が良好である場合には、その状況を勘案して、審査を行うこととする。</u></p> <p>e (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3) 前(2)の規定にかかわらず、新規上場申請者が上場会社の人的分割により設立される会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、第1項各号に掲げる事項の審査は、分割により承継する事業及び分割の計画等について、前(2)に掲げる基準に</u></p>

するかどうかを検討するものとする。

(5) 第3項に規定する本所が定める期間は、本所が本則市場への新規上場申請を受理してから3か月とする。ただし、(3)の規定の適用を受ける場合は、2か月とする。

4. 第5条（アンビシャスへの上場審査）関係

(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。ただし、新規上場申請者が上場会社の人的分割により設立される会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、第1項各号に掲げる事項の審査は、分割により承継する事業及び分割の計画等について、第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a 第1号関係

(a)～(d) (略)

(削る)

b～e (略)

(2) 新規上場申請者が国内の他の金融商品取引所（法第2条第32項に規定する特定取引所金融商品市場を除き、国内の他の金融商品取引所の新興市場に上場後3年を経過していない場合に限る。）に上場されている株券の発行者である場合であって、当該金融商品取引所への上場後の財政状態及び経営成績、コーポレート・ガバナンス及び内部管理

適合するかどうかを検討するものとする。

(4) 第3項に規定する本所が定める期間は、本所が本則市場への新規上場申請を受理してから3か月とする。

4. 第5条（アンビシャスへの上場審査）関係

(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。ただし、新規上場申請者が上場会社の人的分割により設立される会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、第1項各号に掲げる事項の審査は、分割により承継する事業及び分割の計画等について、第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a 第1号関係

(a)～(d) (略)

(e) (a)～前(e)までの規定にかかわらず、新規上場申請者の発行する株券が既に国内の他の金融商品取引所に上場しており、新規上場申請者の企業内容等の開示実績が良好である場合には、その状況を勘案して審査を行うこととする。

b～e (略)

(新設)

体制並びに企業内容等の開示実績等の状況から本所が適当と認める場合には、前（１）に定める審査の全部又は一部に適合するものとして取り扱うことができるものとする。

（３） （略）

7. 第7条（上場市場の変更審査）関係

（１） （略）

（２） 第1項において準用する第2条第1項に掲げる事項の審査において、本所は、アンビシャスへの上場後の財政状態及び経営成績、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制並びに企業内容等の開示実績等の状況から本所が適当と認める場合には、第1項において準用する第2条第1項に定める審査の全部又は一部に適合するものとして取り扱うことができるものとし、最近5年間（「最近」の計算は、上場市場変更申請日を起算日としてさかのぼる。）において株券上場廃止基準第3条の5の規定に基づく特別注意銘柄の指定を行ったとき又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条第1項若しくは第2項（第14条の2第7項において準用する場合を含む。）若しくは第14条の2第6項の規定により改善報告書の提出を求めたときは、それらに関連して策定された改善措置が適切に履行されているかについて審査を行うものとする。

（３）・（４） （略）

付 則

- 1 この改正規定は、令和7年5月30日から施行する。
- 2 改正後の1.（3）及び4.（2）の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」

（２） （略）

7. 第7条（上場市場の変更審査）関係

（１） （略）

（２） 第1項において準用する第2条第1項に掲げる事項の審査において、本所は、会社のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制並びに企業内容等の開示実績等の状況から本所が適当と認める場合には、株券上場審査基準の取扱い1.（2）bからeまでに定める審査に準じて行う審査の全部又は一部に適合するものとして取り扱うことができるものとし、最近5年間（「最近」の計算は、上場市場変更申請日を起算日としてさかのぼる。）において株券上場廃止基準第3条の5の規定に基づく特別注意銘柄の指定を行ったとき又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条第1項若しくは第2項（第14条の2第7項において準用する場合を含む。）若しくは第14条の2第6項の規定により改善報告書の提出を求めたときは、それらに関連して策定された改善措置が適切に履行されているかについて審査を行うものとする。

（３）・（４） （略）

という。)以後に新規上場申請(予備申請を含む。)を行う者から適用する。

3. 改正後の7.(2)の規定は、施行日以後に上場市場の変更申請を行う者から適用する。

有価証券上場規程別表取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1 株 券</p> <p>(1) 上場手数料関係</p> <p>a ~ c</p> <p>d <u>削除</u></p> <p>e ~ k (略)</p> <p>(2) 年賦課金関係</p> <p>a ~ d (略)</p> <p>e <u>本所のみを上場している上場会社が、国内の他の金融商品取引所と重複上場することとなった場合の年賦課金は、当該重複上場日以後に到来する納入期から20万円とし、有価証券上場規程別表に定める納入期におのおの半額を納入するものとする。</u></p> <p>f <u>国内の他の金融商品取引所に重複上場している上場会社が、本所のみを上場することとなった場合の年賦課金は、当該単独上場日以後に到来する納入期から60万円とし、有価証券上場規程別表に定める納入期におのおの半額を納入するものとする。</u></p> <p>(3) TDnet 利用料関係</p> <p>a ~ c (略)</p> <p>d bの規定にかかわらず、TDnet 利用料は、以下に定める場合に該当した場合は</p>	<p>第1 株 券</p> <p>(1) 上場手数料関係</p> <p>a ~ c</p> <p>d <u>前cの規定にかかわらず、新規上場申請者の上場申請した株券が、既に国内の他の金融商品取引所に3年以上上場している場合で、有価証券上場規程第2条第1項の規定に基づく申請をする者が北海道関連企業(北海道に本社又は事業所等を有する企業をいう。)である場合は、別表に定める上場手数料を納入することを要しないものとする。</u></p> <p>e ~ k (略)</p> <p>(2) 年賦課金関係</p> <p>a ~ d (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) TDnet 利用料関係</p> <p>a ~ c (略)</p> <p>d bの規定にかかわらず、TDnet 利用料は、以下に定める場合に該当した場合は</p>

月割りで按分するものとし対象とする期間はそれぞれに定める期間とする。

(a)・(b) (略)

(c) 東京証券取引所、名古屋証券取引所又は福岡証券取引所と重複上場することとなった上場会社に係るTDnet利用料は重複上場する日を含む月までその対象とする。

(d) 株式会社東京証券取引所、名古屋証券取引所又は福岡証券取引所に重複上場する上場会社が本所のみを上場することとなった上場会社に係るTDnet利用料は、本所のみを上場することとなった日を含む月からその対象とする。

付 則

この改正規定は、令和7年5月30日から施行する。

月割りで按分するものとし対象とする期間はそれぞれに定める期間とする。

(a)・(b) (略)

(c) 東京証券取引所又は名古屋証券取引所、福岡証券取引所と重複上場することとなった上場会社に係るTDnet利用料は重複上場する日を含む月までその対象とする。

(新設)